

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則
の一部改正について

(諮問第3004号)

<目 次>

- 1 電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則
の一部改正の概要
- 2 参考資料
- 3 新旧対照表
 - ・ 電気通信事業法施行規則
 - ・ 電気通信事業会計規則
- 4 諮問書

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則 の一部改正の概要

I 背景

総務省は、ブロードバンド化・IP化の進展による電気通信市場の動的な環境変化に対応して、プライスカップ（上限価格方式）の在り方をはじめとする現状の利用者料金政策に係る課題等を整理し、今後の利用者料金政策全般の在り方について検討することを目的として、平成20年6月から、「電気通信サービスに係る料金政策の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催した。

当該研究会報告書（平成20年10月）において、専用役務について、①プライスカップの対象である特定電気通信役務の範囲から除くこと、②指定電気通信役務損益明細表において引き続き収支の開示を義務付けることが適当との考え方が示された。

本件は、以上を踏まえ行う電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部改正について、情報通信行政・郵政行政審議会に対し諮問を行うものである。

II 概要

(1) 電気通信事業法施行規則の一部改正

専用役務について、利用回線数が一貫して減少していること、企業通信網として利用されている通信サービスにおいても専用線の比率が減少しておりデータ伝送サービスへの移行が顕著であることから、プライスカップの対象である特定電気通信役務の範囲から除くこととする。

【電気通信事業法施行規則 第19条の3及び第19条の4関係】

【参考】研究会報告書 p. 8～15

2 現行のプライスカップについての考え方

(1) 特定電気通信役務の範囲について

2) 専用役務について

専用役務を特定電気通信役務として決定した時点と比して、サービスごとの回線数は大きく減少している。また、企業通信網として利用されている通信サービスにおいても、専用線の比率は減少し、IP-VPN等の法人向けデータ伝送サービスへの移行が顕著に見取れることから、専用役務を特定電気通信役務の対象から外し、指定電気通信役務の対象とすることが適当と考えられる。

(2) 電気通信事業会計規則の一部改正

専用役務を特定電気通信役務の範囲から除くことから、指定電気通信役務損益明細表において、特定電気通信役務の欄から専用役務の欄を削り、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の欄に専用役務の欄を設け、専用役務に係る収支を引き続き開示することとする。

【電気通信事業会計規則 別表第二様式第14 関係】

【参考】研究会報告書 p.15

2 現行のプライスキャップについての考え方

(1) 特定電気通信役務の範囲について

2) 専用役務について

収益ベースで見ると、専用役務は「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」の約4分の1に相当する規模であり、また、これまで専用役務として収支開示してきた経緯にかんがみ、企業会計全般にわたる総括的な原則の一つである継続性の原則から、「F T T Hアクセスサービス」、「その他」以外に、「専用役務」を「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」に設けることが適当であると考えられる。

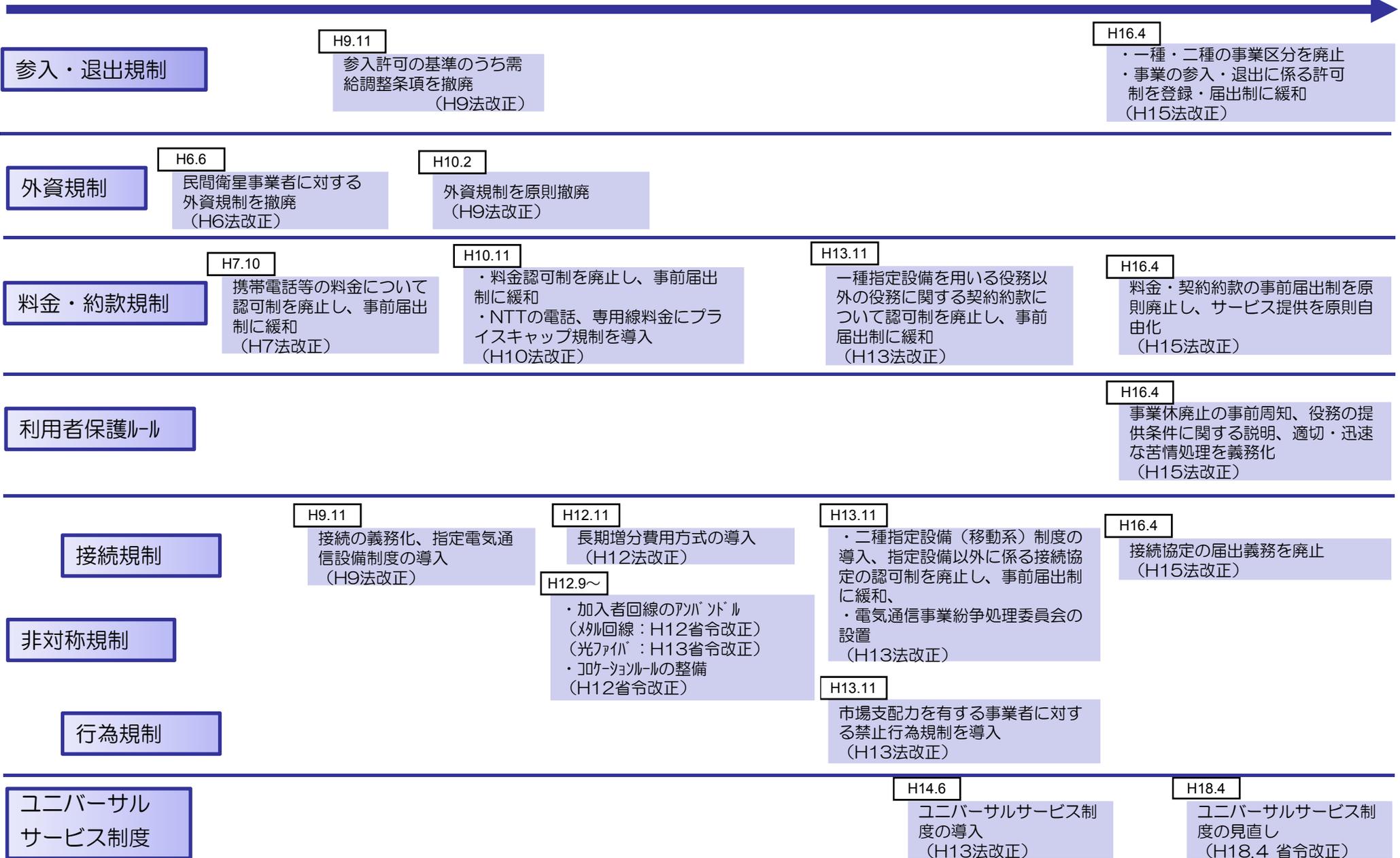
(3) 施行日

改正省令は平成21年4月1日から施行することとする。

參考資料

電気通信事業法の競争の枠組みの変遷

(年月は施行時点)



85年 電気通信事業法制定 新規事業者（NCC）参入

■電気通信サービスの料金は事前認可制

認可制

96年 電気通信事業法改正

■移動体通信料金を届出制へ移行

届出制

98年 電気通信事業法改正

■長距離、国際料金等を届出制へ移行

00年 プライスキャップ規制運用開始

■1998年の法改正を受け、NTT東西の加入電話、ISDN、専用線料金等について、プライスキャップ規制の適用を開始

■第1期
(00.10~03.9に適用)

■第2期
(03.10~06.9に適用)

■第3期
(06.10~09.9に適用)

03年 電気通信事業法改正

特定の役務を除き業務規制を原則廃止（デタリフ化）

【特定の役務】

- 基礎的電気通信役務：契約約款を作成し総務大臣に届出
- 指定電気通信役務：保障契約約款を作成し総務大臣に届出
- 特定電気通信役務：プライスキャップ規制の対象

デタリフ化

○ 料金その他の提供条件については、原則、非規制。

電気通信役務の料金その他の提供条件については、契約約款の作成や総務大臣への事前届出が原則不要。
例：県間通話、携帯電話、ADSL、国際電話等

ただし、極めて公共性の高い分野や、市場支配力を有する事業者が存在する分野においては、市場メカニズムを補完する等の政策的観点から、行政による一定の規制が必要



基礎的電気通信役務



契約約款を作成し、総務大臣に届出

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）

指定電気通信役務



保障契約約款を作成し、総務大臣に届出

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。（市場シェア等を勘案。）

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線・Bフレッツ・フレッツISDN・ひかり電話 等

特定電気通信役務



プライスカップ規制の対象

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。（内容、契約者数等を勘案。）

例：NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線

■ 料金の適正性を担保するため、例えば、

他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、次のような命令を課すことができる。

約款化された料金：契約約款変更命令等

デタリフ化された料金：業務改善命令

全ての電気通信役務

- ・競争事業者の電話（通話等）
- ・競争事業者のISDN
- ・競争事業者の専用線
- ・IP電話
- ・携帯電話、PHS
- ・インターネット接続サービス等

指定電気通信役務

（保障契約約款届出対象役務）

（ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務）

NTT東西の

- ・Bフレッツ
- ・フレッツISDN
- ・ひかり電話
- ・オフトーク通信

基礎的電気通信役務

（契約約款届出対象役務）

（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務）

競争事業者の電話

（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

NTT東西の加入電話

（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）

NTT東西の第一種公衆電話

（市内通話、離島特例通話、緊急通報）

特定電気通信役務

（プライスカップ規制対象役務）

（指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

- ・NTT東西の加入電話（市内通話、県内市外通話等）
- ・NTT東西のISDN（加入者回線アクセス、市内通信、県内市外通信）
- ・NTT東西の専用線（一般専用サービス等）
- ・NTT東西の公衆電話（基礎的電気通信役務以外）

特定電気通信役務：指定電気通信役務であって、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの

H10年事業法改正時の考え方

「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」とは、仮にそのサービスについて不当な料金設定がなされた場合、利用者にとってそのサービスを利用することが必要不可欠であることから、その影響の度合いが著しく大きいことをいい、具体的には、サービスの内容や利用者の範囲から判断される。

役務の内容とは、一定の通信を行うための必要不可欠性や他のサービスによる代替可能性※に基づき判断

利用者の範囲は利用者の限定性や現実の利用者数等に基づき判断

「新たな料金制度の在り方について」(平成9年12月24日、マルチメディア時代に向けた料金・サービス政策に関する研究会 報告書)

インセンティブ規制方式の対象

- ① 国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスで、かつ
- ② 競争が不十分であるために、市場による価格形成では適正な料金水準が形成されることが困難な分野

具体的なメルクマール

- ① 国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスのメルクマール
サービス内容、利用者層、利用者数、普及率、将来動向
- ② 競争が不十分な分野のメルクマール
事業者数、市場シェア、料金水準・推移、内外価格差

・電話サービス

人々のコミュニケーションにおける基本的な情報伝達手段として広く利用されており、利用者数、利用者層の広さ、普及率などからみても、国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスであるといえる。なお、電話サービスは、日本電信電話株式会社法上「あまねく日本全国」における提供が責務とされており、ユニバーサルサービスとして捉えられている。

※ 固定電話の加入数(H8末):6,153万加入、純増数(H8):42万加入

・ISDNサービス

電話に代わる次世代の基本的な電気通信サービスと考えられており、現時点での加入数では電話に比較すると僅少であるものの、平成8年度においてISDNの純増加入数が電話のそれを上回るなど今後電話に匹敵するサービスに成長すると見込まれる。したがって、将来動向を考慮すると、電話と同様国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスといえる。

※ ISDNの加入数(H8末):111万加入、純増数(H8):58万加入

・専用サービス

- ① 主として企業向けサービスではあるものの、産業活動にとって不可欠なものとなっており、今後のネットワークの利用形態の多様化が進展する中で、経済的に一層重要性が高まると考えられること。
- ② 一般利用者向けにインターネット接続サービス等多種多様な通信サービスを提供している二種電気通信事業者の活動の基盤となっていること。
- ③ 近年においては、教育・福祉など国民生活に密着した分野における利用が増大しているとともに、家庭においてもインターネットのヘビーユーザ等による個人利用が増えていること等から国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスと考えるのが適当である。

※ 特定電気通信役務制度を創設した際には、特定電気通信役務に現在の指定電気通信役務の概念を含む制度であったため、「サービスの内容」には、必要不可欠性の他、他のサービスによる代替性が含まれていた。

1. プライスカップ（上限価格方式）の概要

① プライスカップの制度趣旨

- ・ 第一種指定電気通信設備を用いて提供され、競争が十分に進展しておらず、かつ、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスに対して料金水準の上限を設けることにより、事業者の経営効率化を促すとともに料金の低廉化の実現を目的として導入（平成12年10月適用開始）。

② プライスカップの対象

- ・ NTT東西が提供する音声伝送サービス（加入電話、ISDN、公衆電話に限る。）及び専用サービス

③ プライスカップの設定方法

- ・ サービス区分（バスケット）内の料金を指数化し、一定の期間中の当該指数の上限を基準料金指数として規定。
- ・ 基準料金指数は、前適用期間の基準料金指数に生産性向上見込率を加味し、以下の式から求められる。

$$\text{基準料金指数} = \text{前期の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

- ・ 基準料金指数の設定に用いる生産性向上見込率は、3年ごとに設定。

④ プライスカップ対象サービスの料金設定

- ・ NTT東西の実際の料金指数が、バスケット毎に、基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定が可能。
- ・ 基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。

【プライスカップのバスケットと対象サービス】

区分（バスケット）	主な具体的料金
音声伝送バスケット	・ 加入電話・ISDN（市内、市外通話料）・公衆電話（通話料）
加入者回線サブバスケット	・ 加入電話・ISDN（基本料、施設設置負担金）
専用バスケット	・ 一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス利用料

2. プライスカップの運用の経緯

① いままでのプライスカップの運用

- ・ プライスカップの運用に当たっては、3年ごとに生産性向上見込率（X値）を設定し、当該X値を用いて基準料金指数を設定している。X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - X \text{値})_3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} \cdot \text{利益対応税額}$$

- ・ これを、左辺をX値として展開すれば展開すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入を予測することによりX値を算定。

$$X \text{値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} \cdot \text{利益対応税額}) \div \text{収入}}$$

② 第一期（平成12年10月～平成15年9月）

- ・ 音声伝送バスケット及び専用バスケットについては、期間中のX値（音声:年率1.9%、専用:年率2.1%）により基準料金指数を設定。
- ・ 加入者回線サブバスケットについては、NTT東西の施設設置負担金に係る収支について圧縮記帳前のデータが存在しないことから具体的なX値を設定することは適当ではなく、X値を消費者物価指数変動率として基準料金指数を平成12年4月の料金水準に設定。

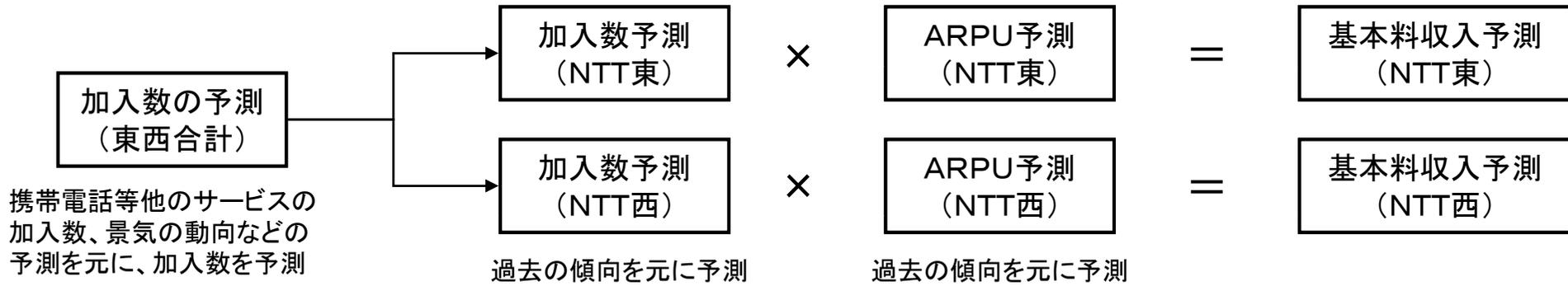
③ 第二期（平成15年10月～平成18年9月）

- ・ 音声伝送バスケットについては、IP電話の普及等による固定電話トラヒックの減少の予測が困難であり、予測値が一意に定まらなかったことから、固定電話の料金水準が国民生活・経済に及ぼす影響を考慮し、X値を消費者物価指数変動率として前期の上限を維持。
- ・ 加入者回線サブバスケットについては、前期と同様。
- ・ 専用バスケットについては、期間中のX値（NTT東日本:年率1.0%、NTT西日本:年率0.6%）により基準料金指数を設定。

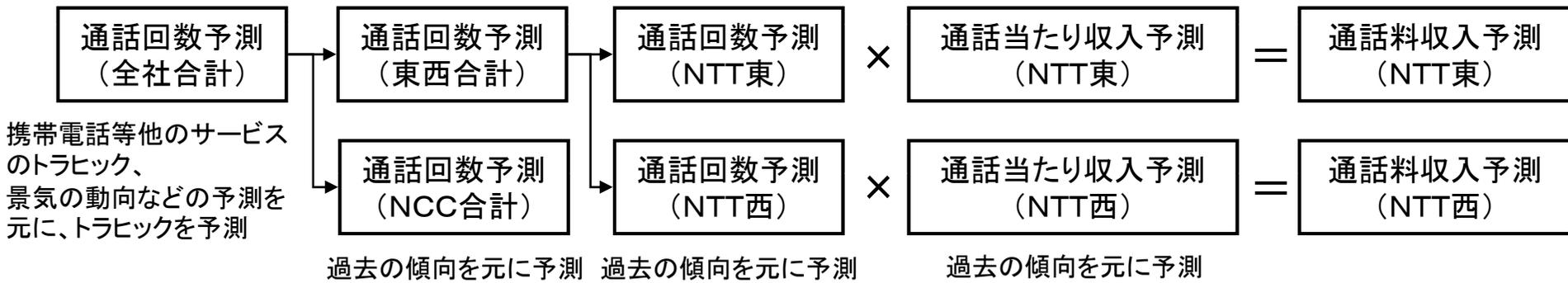
④ 第三期（平成18年10月～平成21年9月）

- ・ 音声伝送バスケットについては、PSTNからIP網への移行期であることを踏まえ、動的な市場におけるX値を一意に定めることの困難性、IP網への移行に対する政策の中立性を考慮し、X値を消費者物価指数変動率として前期の上限を維持。
- ・ 加入者回線サブバスケットについては、前期と同様。
- ・ 専用バスケットについては、期間中のX値（NTT東日本:年率0.5%、NTT西日本:年率0.8%）により基準料金指数を設定。

○ 基本料収入(加入電話)の予測方法の例

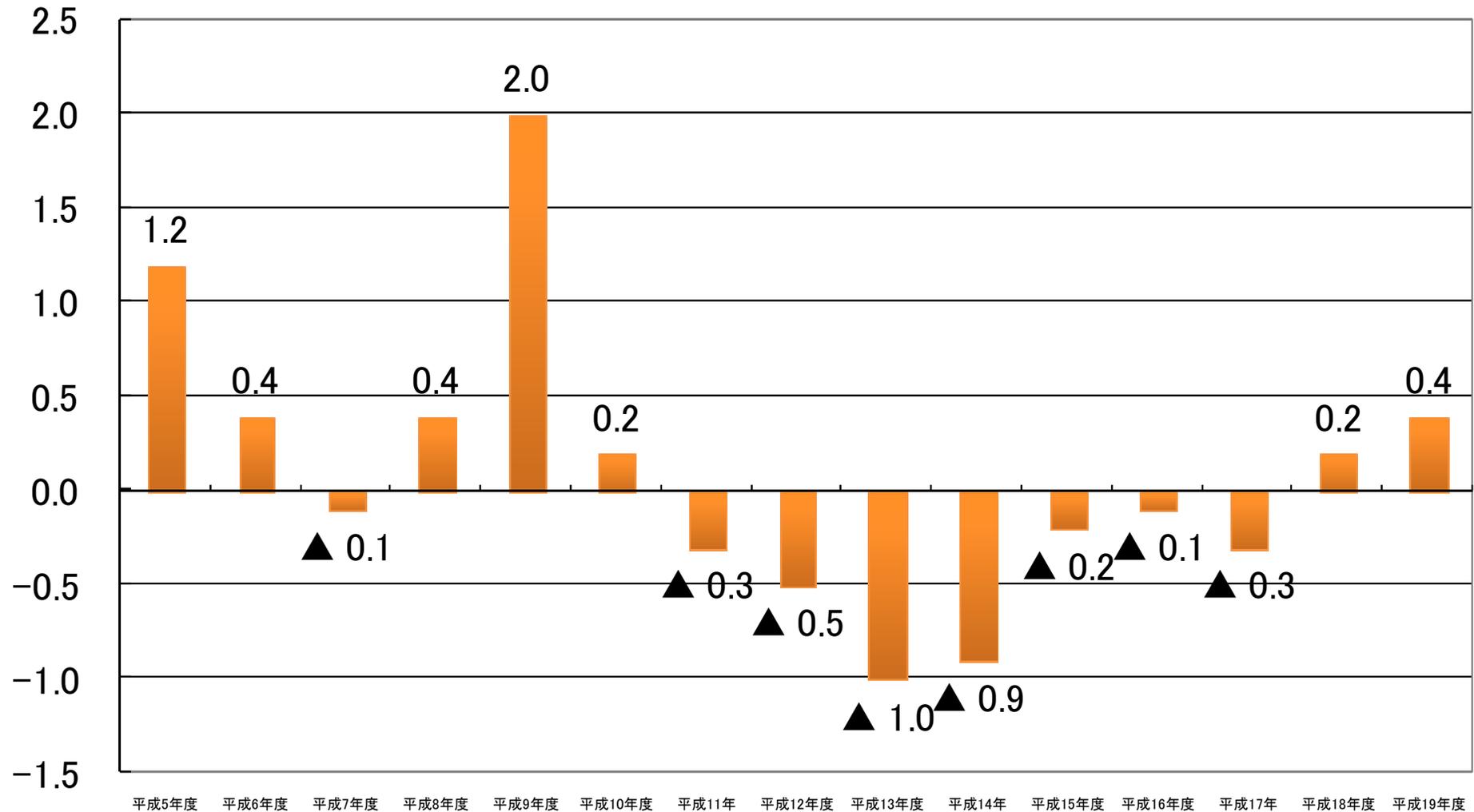


○ 通話料収入(加入電話)の予測方法の例



プライスキップの運用について④（消費者物価指数変動率の推移）

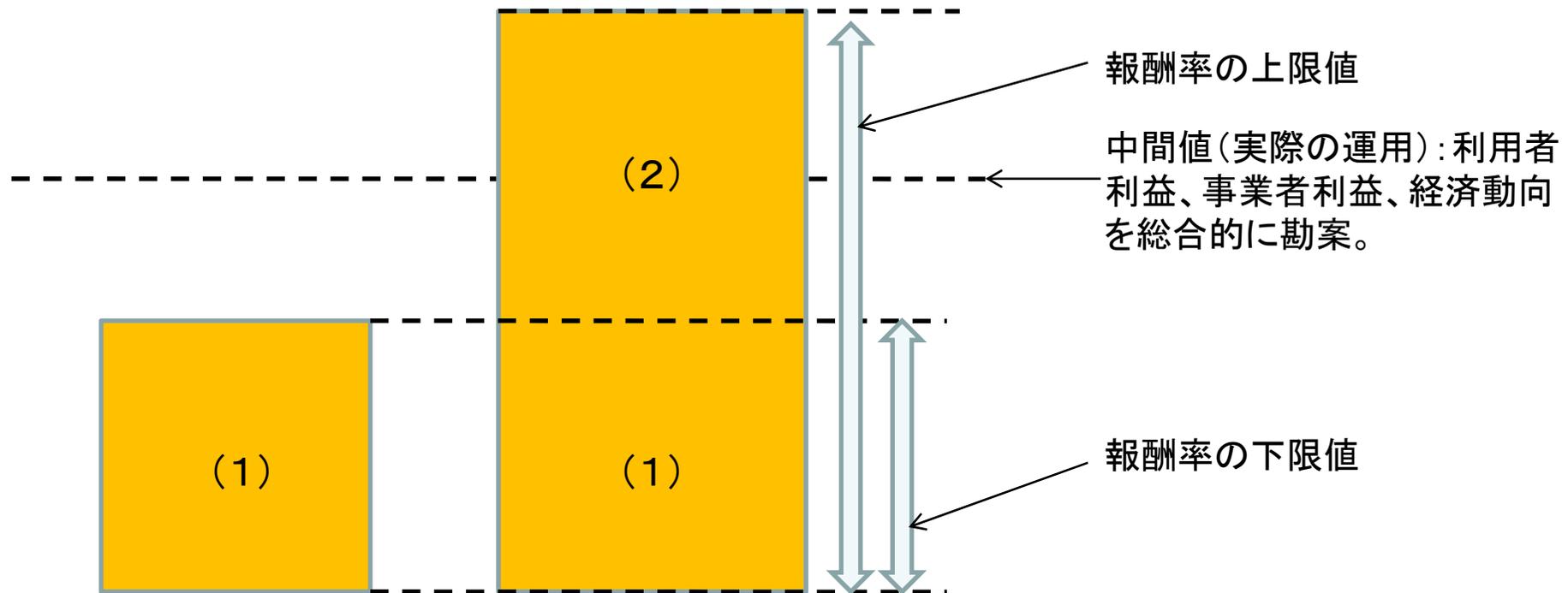
資料9



※ X値を算定した年度（平成11年度、平成14年度、平成17年度）は、データの公表時期との関係により、年度ではなく、年の値を用いている。

■ 特定電気通信役務の報酬率の運用について

適正報酬額(事業者の資本費用) = レートベース(事業用資産の価値) × 報酬率



(1): 他人資本比率 × 有利子負債比率 × 有利子負債利子率

借入分の利子

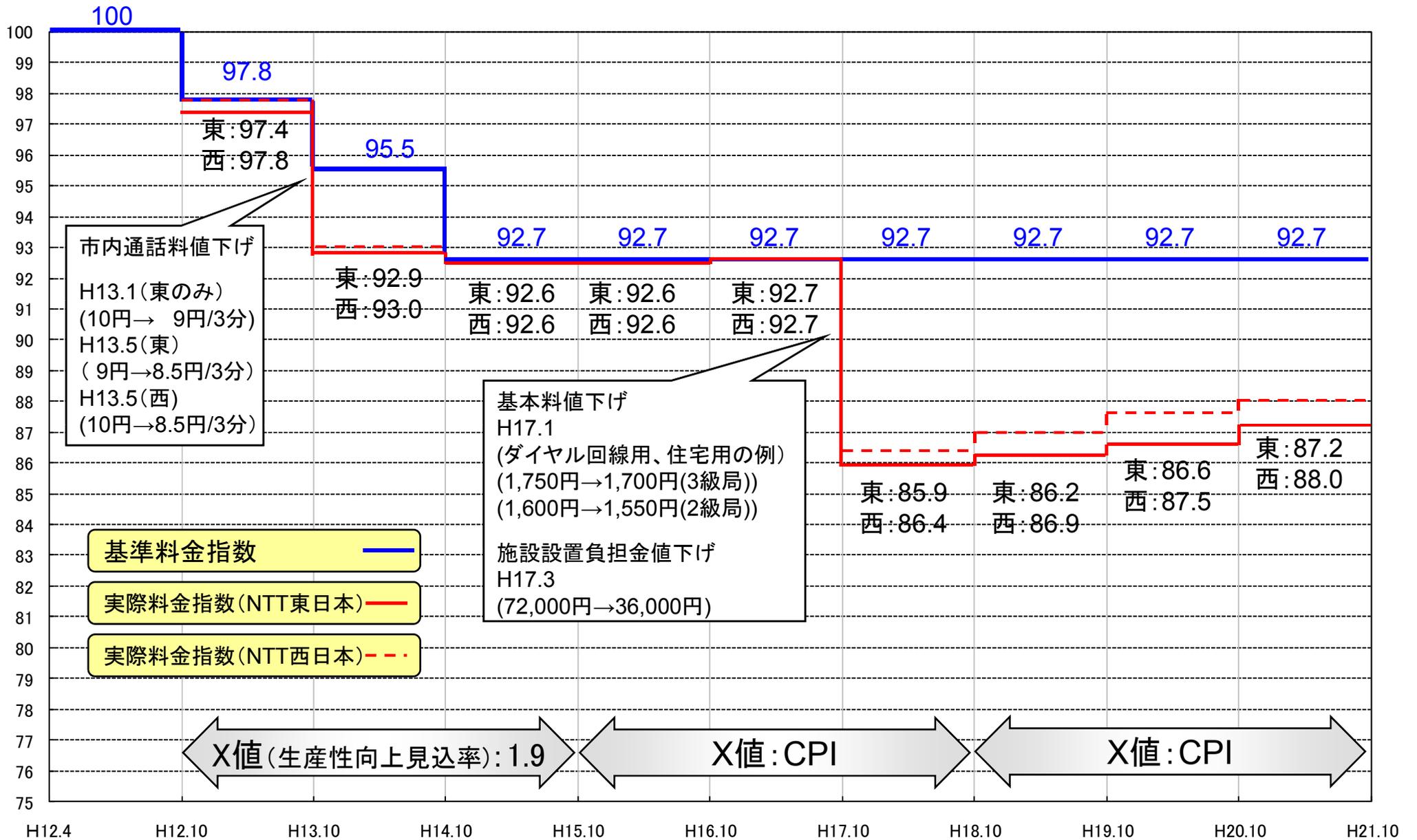
(2): 自己資本比率 × 自己資本利益率 + 他人資本比率 × 引当金等比率 × 国債利回り

狭義の適正利潤

借入分の引当金

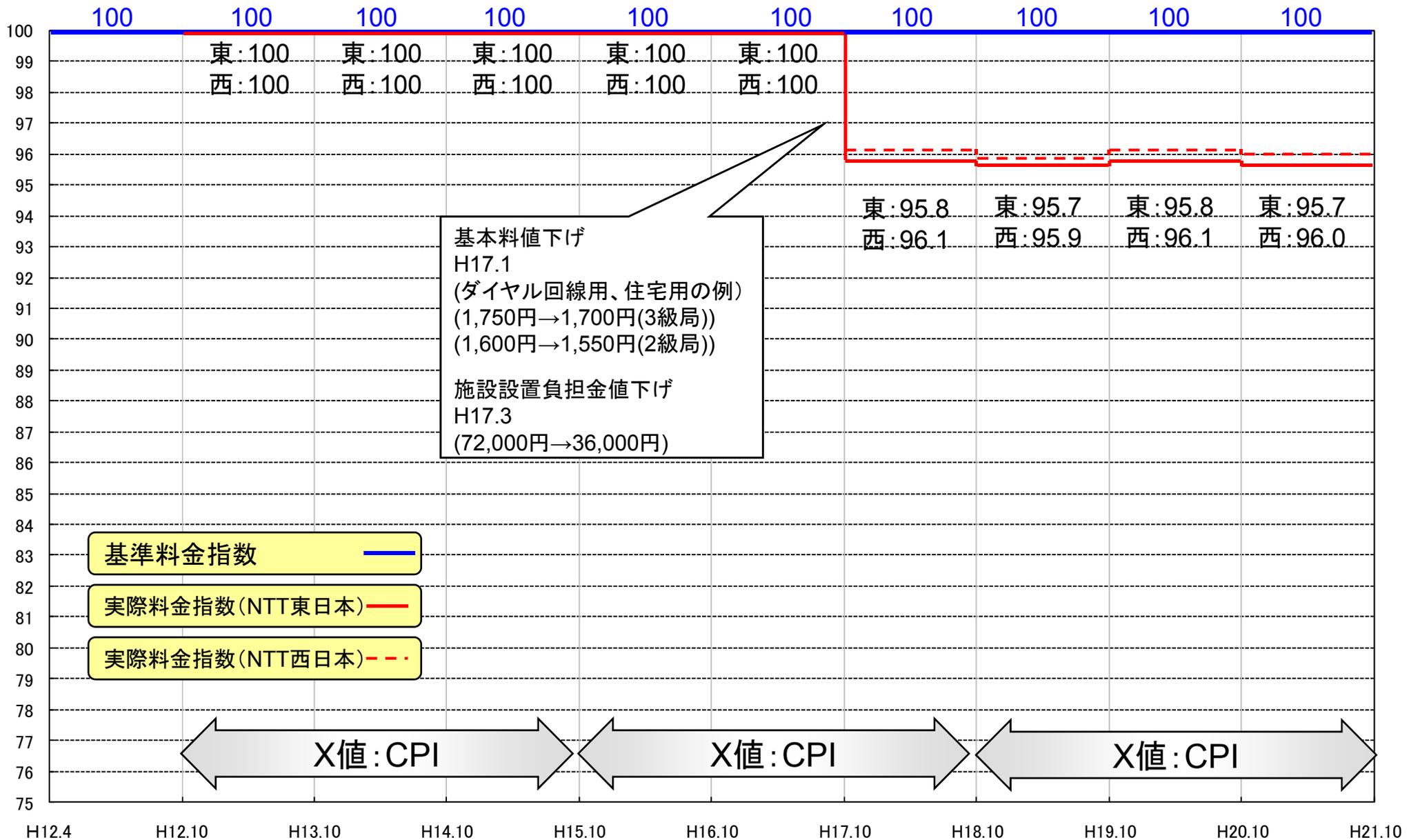
(自己資本利益率: 主要企業の平均自己資本利益率又は資本資産の評価モデル(CAPM)に基づく期待収益率のいずれか低い方を採用。)

料金指数の推移 ① (音声伝送バスケット)



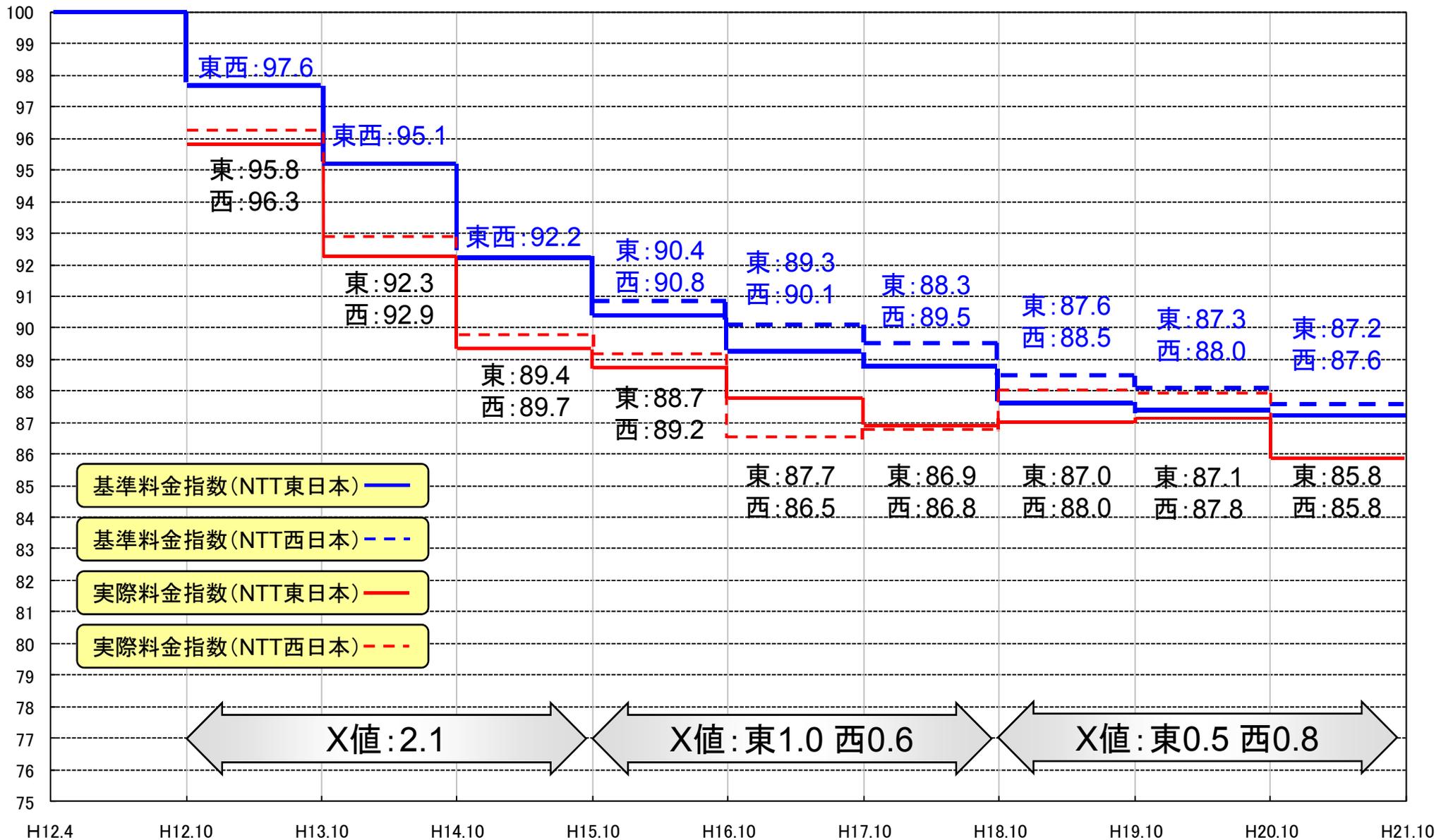
※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの

料金指数の推移 ② (サブバスケット)



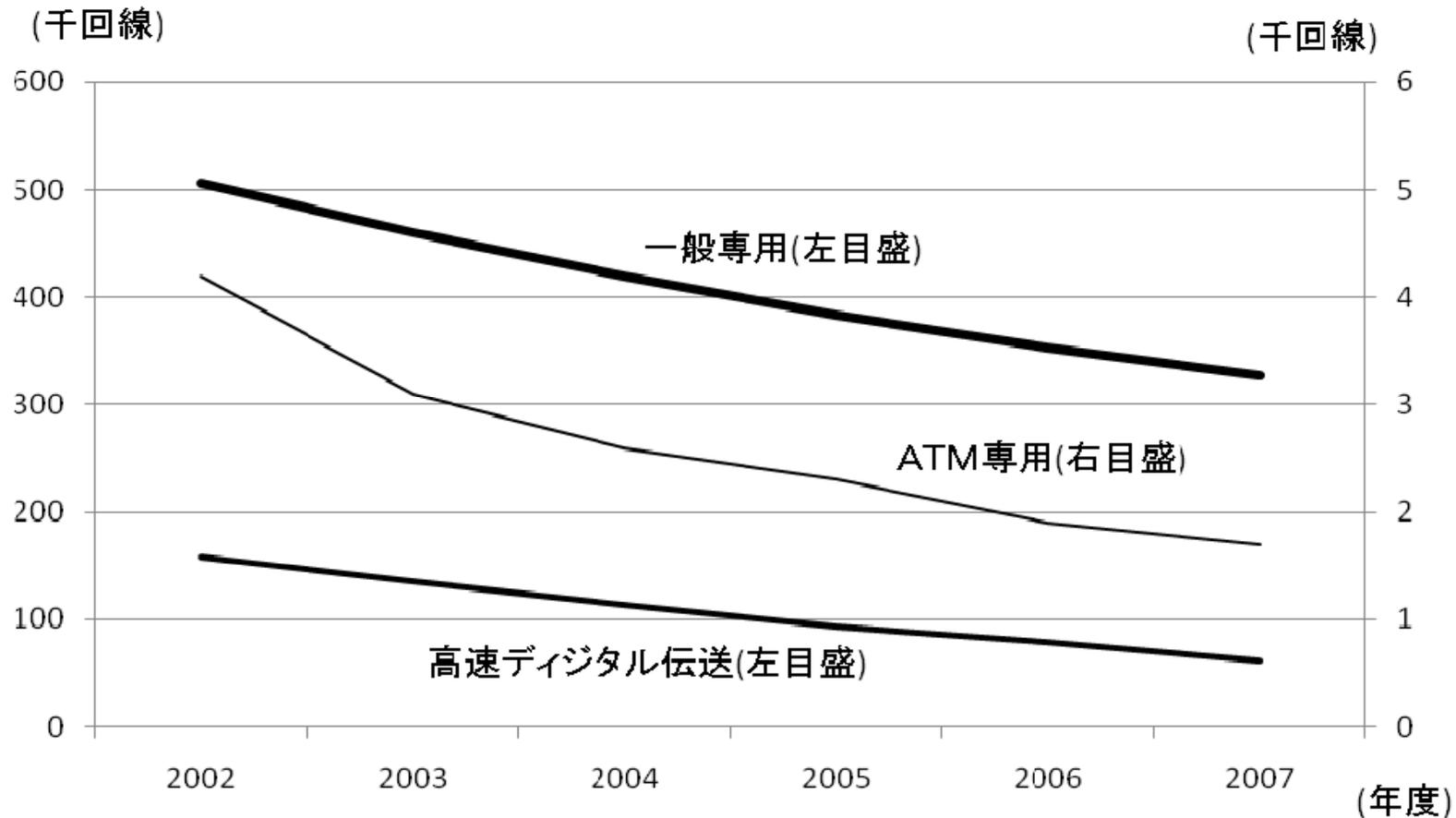
※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの

料金指数の推移 ③ (専用バスケット)



※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの

専用回線数の推移 (NTT東西計)

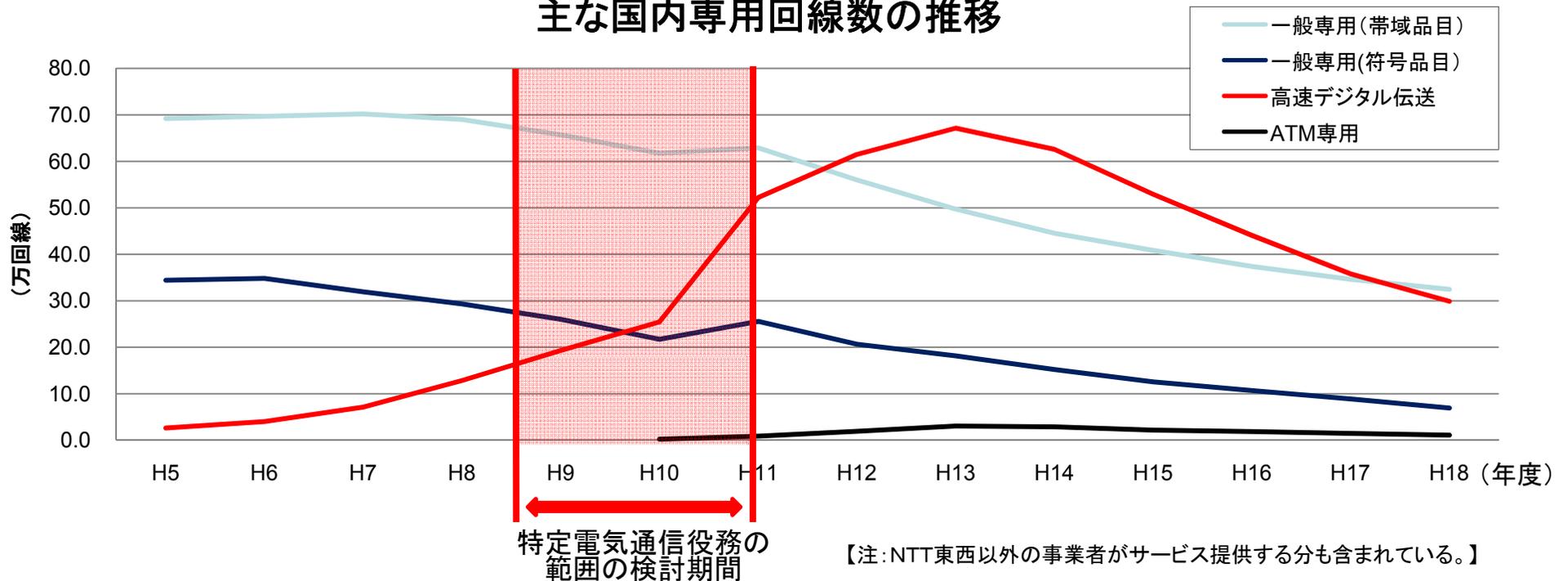


サービス概要	
一般専用	電話及びファクシミリ通信に適したアナログタイプの帯域品目(3.4kHz等)と、データ伝送に適したデジタルタイプの符号品目(50bpsから9,600bps)があり、主に事業者間の内線電話や遠隔監視等で利用されているもの。
高速デジタル	64kbps～6Mbpsまでの情報伝送が可能な専用サービス。企業における、音声や画像、データを統合した高度な総合通信ネットワークの構築等で利用されている。
ATM専用	高速デジタル伝送とは異なるATM(非同期)伝送方式を採用することにより、0.5Mbpsから600Mbpsまでの広帯域の通信ニーズに対応するデジタル専用サービス。1Mbpsごとの提供品目により最適な回線容量を選べ、また、機能や保守の差異によるラインアップの相違を実現するもの。

■ 特定電気通信役務の範囲の決定時点の考え方

- ・専用サービスを含め、特定電気通信役務の範囲について検討を行った期間は下図のとおり。
- ・専用サービスについては、一般専用については微減又は横ばい、高速デジタル伝送は急増、さらに、ATM専用等の新たなサービスが開始された直後、との状況。
- ・主として「企業向けサービスとして、産業活動にとって不可欠であり、今後、一層、その重要性が高まると考えられる」ことから、平成12年、電気通信事業法施行規則の改正により、特定電気通信役務として規定。

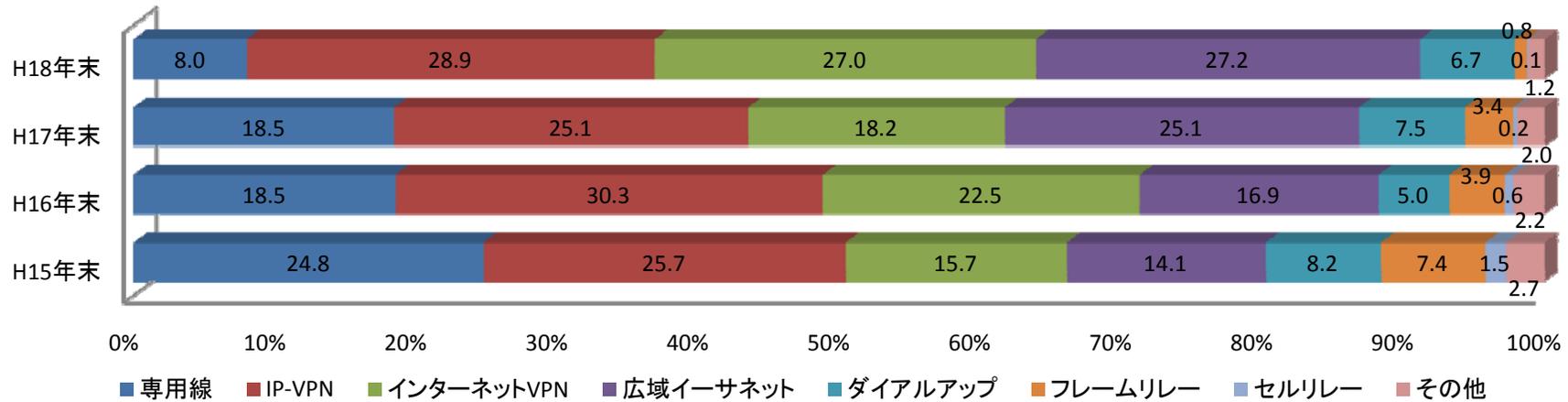
主な国内専用回線数の推移



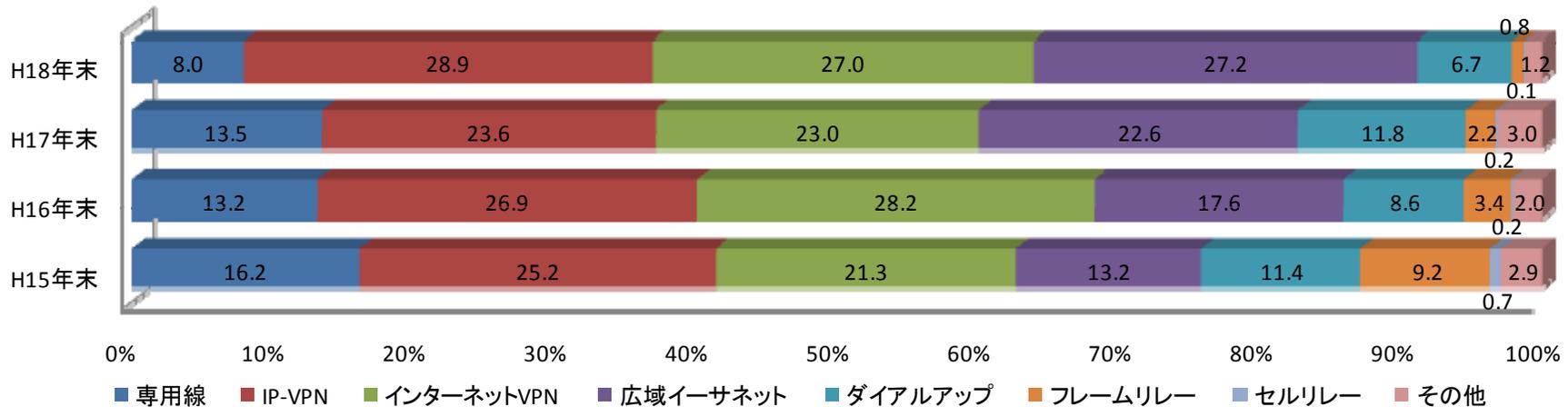
■ 現時点における専用サービスについての位置付けの検討

- ・一方、現時点においては、特定電気通信役務の範囲決定時点に比しその回線数は減じているところ。
- ・また、資料32のとおり、企業通信網として利用している通信サービスにおいても、専用線の比率は減じているところ。

幹線系：主要拠点同士やコンピュータセンターを結ぶネットワーク



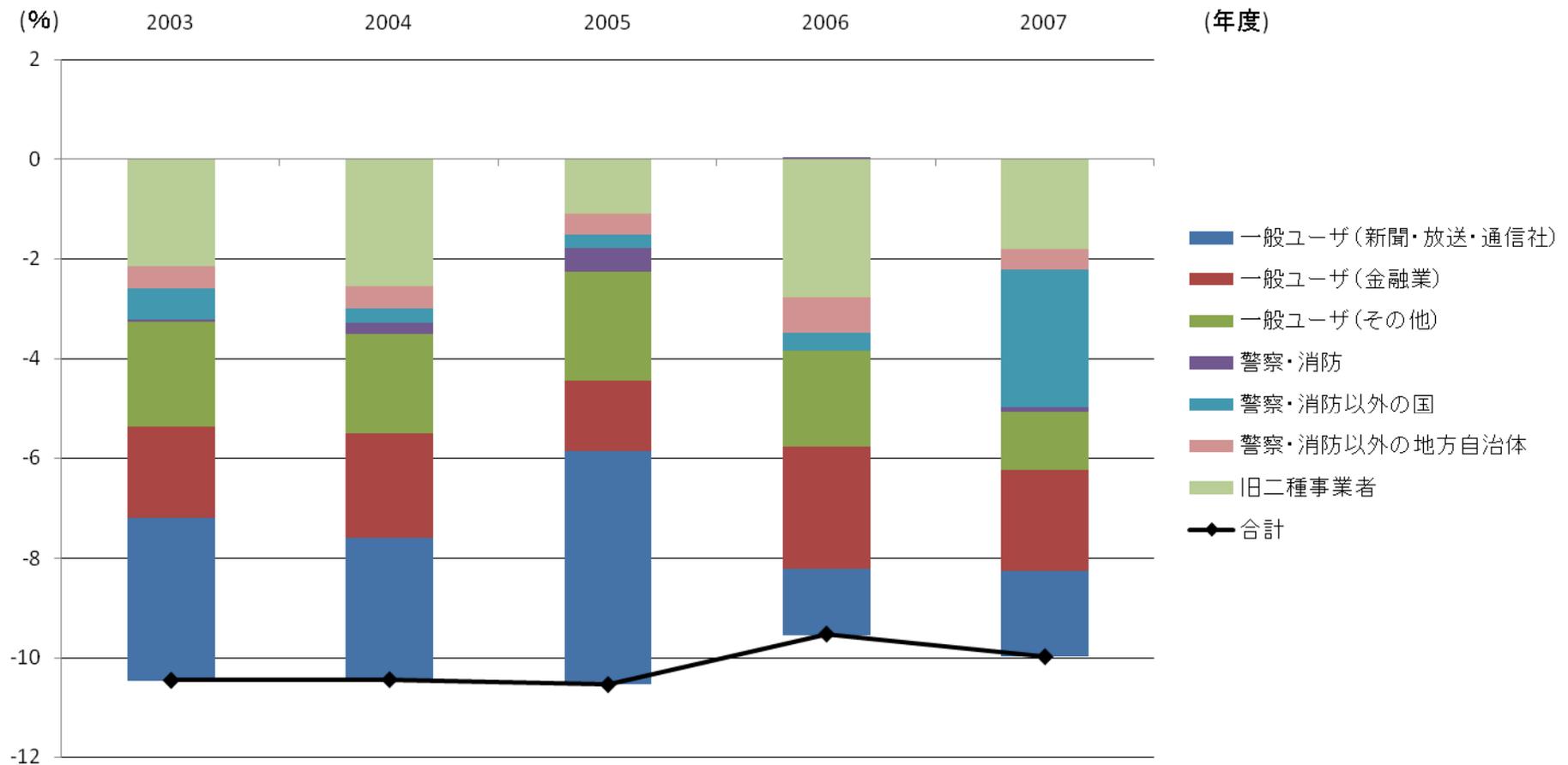
支線系：中小規模の拠点を接続するネットワーク



専用回線数の対前年度比に対するユーザ区分ごとの寄与度分析

資料17

専用線のユーザ区分別に見ると、一般ユーザ以外に、行政機関(警察・消防等)、旧二種事業者による利用実績もある。専用回線数の対前年度比に対するユーザ区分ごとの寄与度を見ると、毎年度の専用回線数の減少率(約10%減)にほとんどのユーザ区分が寄与しており、専用線サービスからIP系サービスへの移行がうかがえる。



専用線の料金は、平成8年度から10年度にかけて、品目別・距離段階別のコストと料金のリバランシングを目的とした料金改定を実施して以降、料金値上げとなる改定は行っていない。また、平成12年10月には、ユーザニーズ及びプライスキャップ制度に対応した料金値下げ、割引サービスの拡大を実施し、以降も、ユーザニーズ及び競争対抗を目的として割引を実施している。

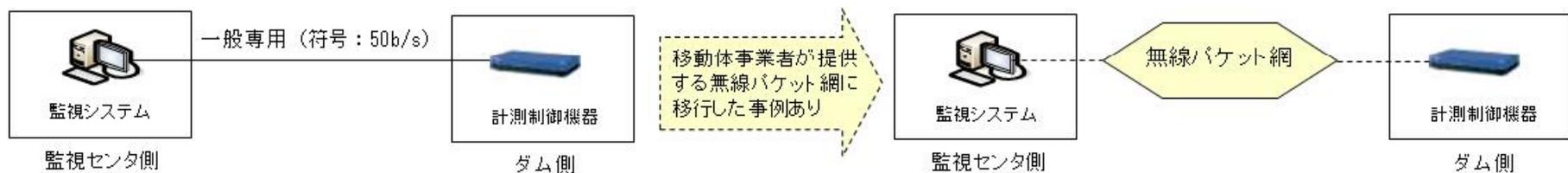
実施時期	内容
平成12年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・高速デジタル及びATM専用の料金値下げ (最大値下げ率：高速デジタル▲42%、ATM専用▲31%) ・高額利用割引の拡大 ・長期継続利用割引(3年)の割引率拡大(▲5%→▲7%)
平成13年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校向け特別料金の提供開始(値下げ率：▲50%～▲70%)
平成13年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・HSD6Mと比較して平均▲48%の料金となるDA6Mの提供開始
平成14年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・高額利用割引の対象サービス追加と合算対象範囲の拡大(東のみ)
平成15年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・高額利用割引の対象サービス追加と合算対象範囲の拡大(西のみ)
平成16年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・相対契約による料金割引の開始 ・長期継続利用割引の対象サービス追加(西のみ)
平成17年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設置負担金の値下げ(メタル品目：72,000円→36,000円、光品目：102,000円→51,000円)

(※)HSD(ハイ・スーパーデジタル)は、複数の回線を同一のユーザ・網インタフェース(UNI)で提供する多重アクセス、端末区間の故障時に瞬時に予備回線へ切り替える回線自動切替機能等を具備する高速デジタル伝送サービス。DA(デジタルアクセス)はこれを省略し、簡素化したもの。

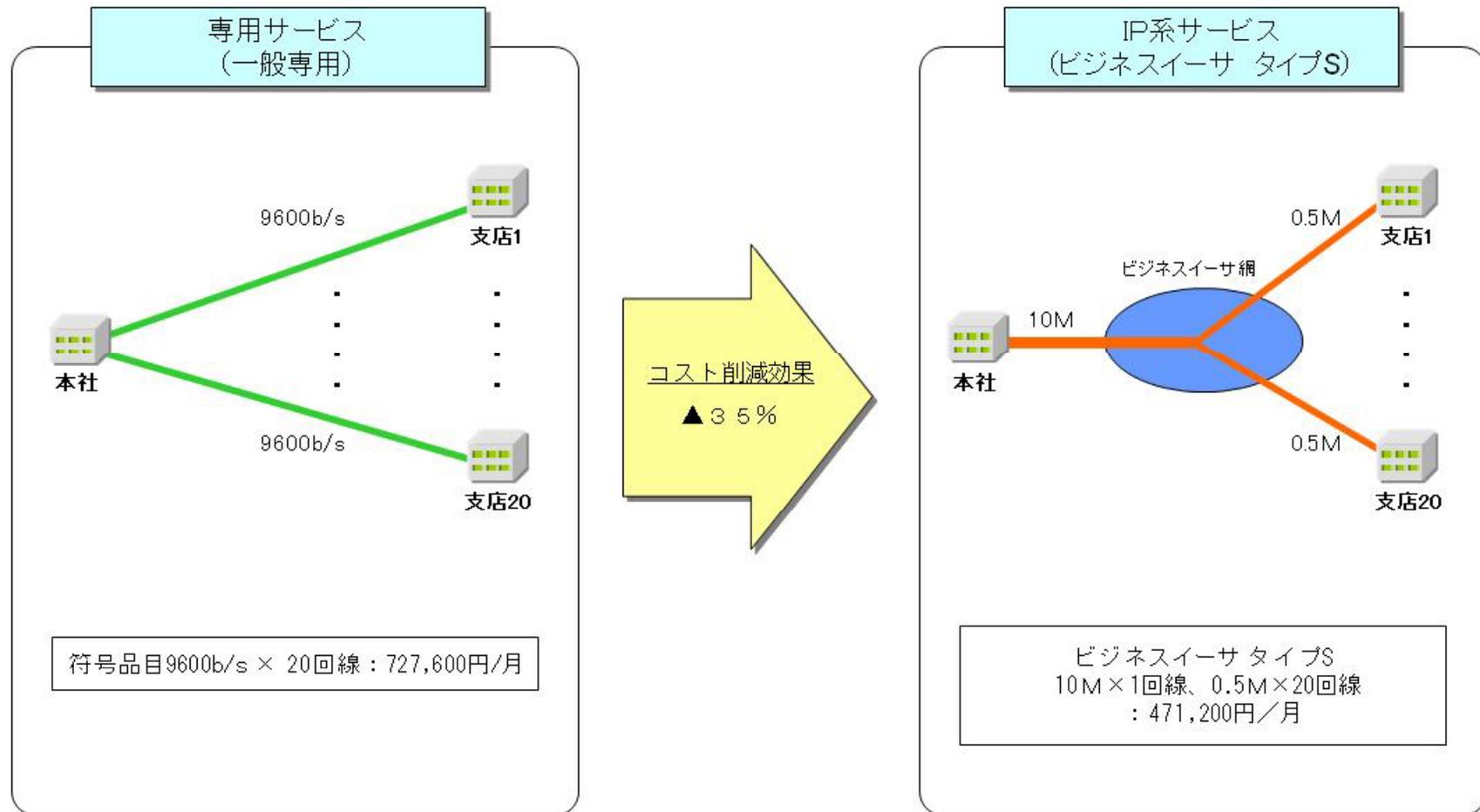
現在最も利用の多い一般専用サービスについては、それぞれほぼ同等のIP系サービスへの移行が可能。近時の例として、ダムの水位監視システム用回線を専用回線（一般専用）から、移動体事業者が提供する無線パケット網に移行した事例が挙げられる。

主な利用形態	主な利用ユーザ	移行可能サービス例
FAX通信及びデータ通信	一般ユーザ	イーサ系サービス又はIPベースVPN
PBXの内線延長	警察・消防 国・地方自治体	イーサ系サービス又はIP電話
ダムなどの水位監視や遠隔制御	地方自治体	IPベースVPN又は移動体事業者による無線サービス
警備会社の遠隔監視	一般ユーザ（その他）	IPベースVPN又は移動体事業者による無線サービス
ATM（CD機）のオンライン用	一般ユーザ（金融業）	イーサ系サービス又はIPベースVPN

一般専用を利用したネットワークの移行事例 （ダムの水位監視システム用回線）



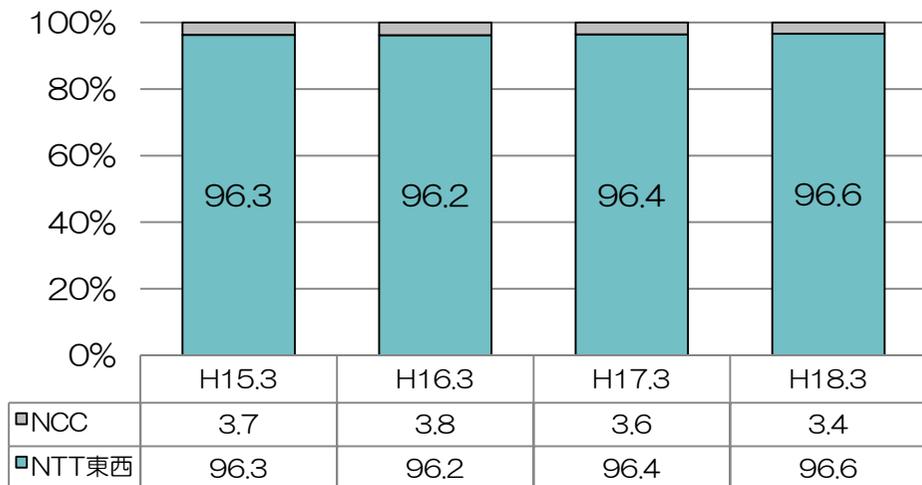
専用線（一般専用）及びこれとほぼ同等のIP系サービスの料金を比較すると、前者から後者に移行する場合には、相当程度のコスト削減効果が見込まれる。



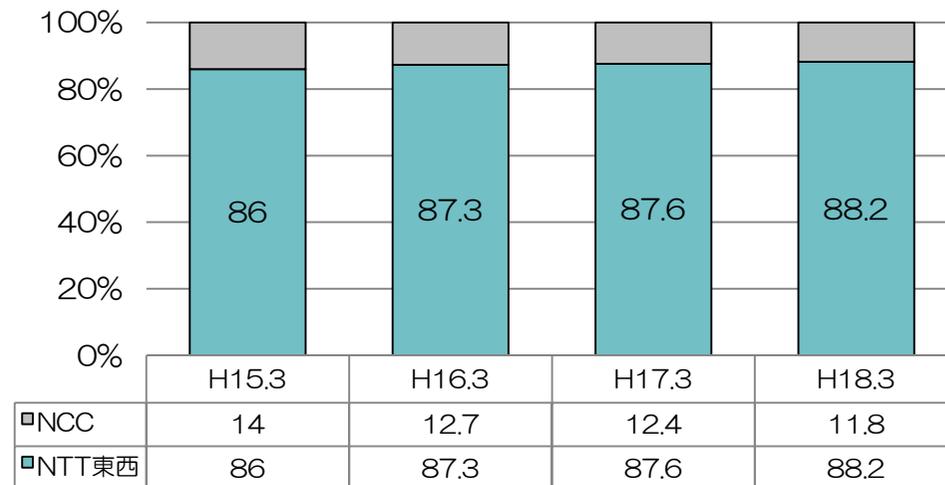
※1 同一MA内(20km以内)に本社及び支店が20ヶ所ある場合で試算。料金は税抜。
 ※2 IP系サービスについては、ビジネスイーサタイプS(プラン2)で、最も低速な0.5Mを採用。

専用線サービスのシェアの推移（契約回線数）

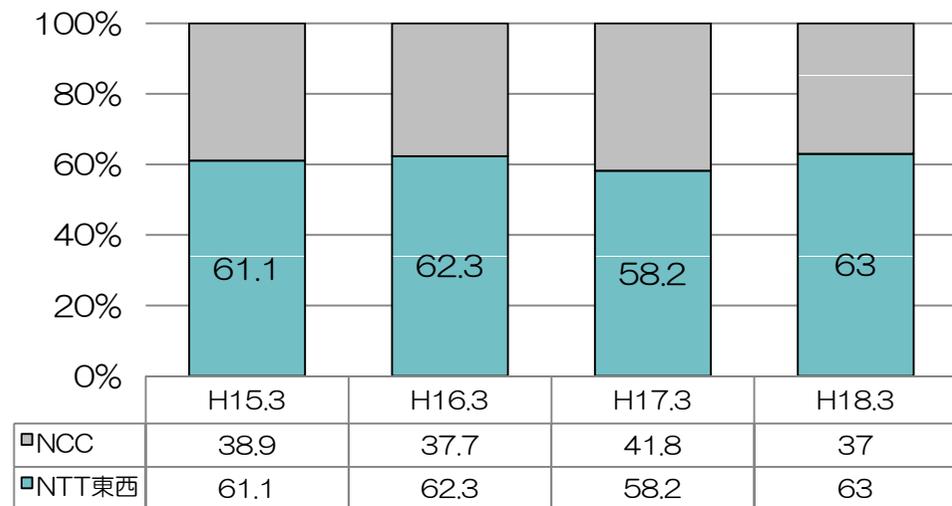
一般専用サービス



高速デジタル伝送サービス



ATM専用サービス



上限価格方式（プライスカップ方式）における東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について（平成18年6月28日 物価問題に関する関係閣僚会議）

3 政府は、固定電話市場における競争の進展により、利用者が実際に支払っている料金水準が低下している現状にかんがみ、料金規制の在り方（基準料金指数の算定方法や適用範囲等）について早急に検討し、結論を得ることとする。

情報通信審議会答申（情審通第42号、平成18年6月6日）

なお、国民政策や経済活動に必要不可欠な電気通信サービスの低廉性を今後も確保するため、総務省においては、関連する制度との整合性を確保しつつ、ネットワークのIP化等に伴う電気通信市場の動的な環境変化に対応したプライスカップの在り方について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じるよう要望する。

指定電気通信役務（電気通信事業法第20条より抜粋）

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して（中略）適正な料金その他の提供条件に基づき提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。

(1) NTT東西が指定設備を用いて提供する役務について、当該役務に代わるべき電気通信役務（以下「代替役務」）が他の事業者によって十分に提供されているか分析。

① 個別の分析の対象となるNTT東西の役務の範囲（分析単位）を決定

- NTT東西が指定設備を用いて提供する役務のうち、当該分析の対象となる役務の範囲（分析範囲）を決定する。
- 同一性が高く、代替的なNTT東西の役務を（NTT東西毎に）まとめて分析単位とする。
 - ・ 同一性の高さの判断は、利用者が選択可能なサービス間にどのような利用価値の違いを見出しているのかという需要の代替性に基づき行う。
 - ・ 具体的には、その役務の内容、効用、料金、利用者層等から合理的に推測するとともに、事業者ヒアリング等を参考にする。
 - ・ NTT東西が定めている契約約款及び契約約款で定められている品目も参考にする。

② 分析単位毎に、それと代替的な他の事業者の役務の範囲を決定

③ 分析単位毎に、NTT東西の市場シェアを算出し、必要に応じ他の補足的な材料を活用しつつ、代替役務が十分に提供されているかどうか判断

- NTT東西の市場シェアが50%を超える場合
反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されないと推定する。
- NTT東西の市場シェアが10%以下の場合
反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されていると推定する。
- NTT東西の市場シェアが50%以下10%超の場合
市場シェアの推移、当該役務の料金の推移、参入事業者数、市場集中度といった補足的な材料を活用すること等により、更に詳細に分析を行う。
(略)

(2) ①当該役務の内容が利用者にとって重要なものかどうか、②当該役務の利用者の範囲等その他の事業を勘案して、指定役務として定める必要性があるか判断。

指定役務としない電気通信役務を以下のように類型化。

- (ア) 付加的な機能の提供に係る電気通信役務（利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務を除く。）
- (イ) 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務
- (ウ) 新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務

- (エ) 端末設備の提供に係る電気通信役務
- (オ) 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務
- (カ) 当該電気通信役務の内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

指定電気通信役務損益明細表と各区分に対応するサービス

指定電気通信役務損益明細表

該当するサービス

音声伝送役務

専用役務

データ伝送役務

指定電気通信役務	特定電気通信役務	基本料	加入電話（加入者回線）	ISDN（加入者回線）	
		市内・市外通信	加入電話（市内・県内市外通信）	ISDN（市内・県内市外通信）	
		公衆電話	公衆電話		
		その他	固定発IP電話着信通信	固定発携帯電話着信通信	番号案内
	専用役務	一般専用サービス			
		高速デジタル伝送サービス			
		ATM専用サービス	IPルーティング網 接続専用サービス	DSL等接続 専用サービス	
	特定電気通信役務 以外の 指定電気 通信役務	FTTHアクセス サービス	Bフレッツ（光ファイバ）		
		その他	ひかり電話	オフトーク通信サービス	フレッツISDN
	指定電気通信役務以外の電気通信役務		加入電話付加機能		
支店代行電話、内部通話用電話、有線放送電話接続電話、共同電話					
無線専用サービス			映像伝送サービス		
フレッツADSL			Bフレッツ（FWA）、フレッツオンデマンド、フレッツオフィス、 Mフレッツ、フレッツコネクト、フレッツグループアクセス		
メガデータネット			スーパーワイドLAN	信号監視通信サービス	映像データ通信網 サービス

専用役務を特定電気通信役務の範囲から除くことから、指定電気通信役務損益明細表において、特定電気通信役務の欄から専用役務の欄を削り、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の欄に専用役務の欄を設け、専用役務に係る収支を引き続き開示する。

現在の役務区分

見直し後の役務区分

役務の種類			
指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料
			市内・市外通信
			公衆電話
			その他
			小計
			専用役務
	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	FTTHアクセスサービス	
		その他	
		小計	
	小計		
指定電気通信役務以外の電気通信役務			
合		計	

役務の種類			
指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料
			市内・市外通信
			公衆電話
			その他
			小計
			FTTHアクセスサービス
	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	専用役務	
		その他	
		小計	
	小計		
指定電気通信役務以外の電気通信役務			
合		計	

特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の欄に専用役務の欄を設け、専用役務に係る収支を引き続き開示。

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（第十九条の二）（略）</p> <p>（特定電気通信役務の範囲）</p> <p>第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一 電話及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務</p> <p>二 データ伝送役務</p> <p>三 専用役務</p> <p>（特定電気通信役務の種類）</p> <p>第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 音声伝送役務</p> <p>二 音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備（第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供されるもの</p> <p>第十九条の五（第七十条）（略）</p>	<p>第一条（第十九条の二）（略）</p> <p>（特定電気通信役務の範囲）</p> <p>第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一 電話及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務</p> <p>二 データ伝送役務</p> <p>（特定電気通信役務の種類）</p> <p>第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 音声伝送役務</p> <p>二 音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備（第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供されるもの</p> <p>三 専用役務</p> <p>第十九条の五（第七十条）（略）</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(電気通信事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令による改正後の電気通信事業会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、改正前の電気通信事業会計規則別表第二様式第14の表特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の欄については、F T T Hアクセスサービスの欄及びその他の欄の記載を省略することができる。

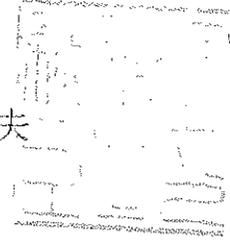
3 前項の規定に基づき、この省令による改正前の電気通信事業会計規則別表第二様式第14の表特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の欄についてF T Hアクセスサービスの欄及びその他の欄の記載を省略する場合は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第二十七号）による改正前の電気通信事業会計規則別表第二様式第14の記載上の注意2の規定は、なお効力を有する。



諮問第3004号
平成20年10月28日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 鳩山 邦夫



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第21条第1項及び第30条第5項の規定による特定電気通信役務に係る省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）及び電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。